

記

一 経 過

(1) 勞働者側

依然罷業シ居ルノ外特異ノ行動ナシ

(2) 事業主側

対策協議ノ結果十二日別紙ノ如ク回答スル事ニ決シ
タリシモ其ノ後交渉ノ模様ニツリ一時中止セリ

(3) 交渉状況

十三日午後一時事業主代表馬場伊之助ハ總聯合本部
ニテ高山久藏新井兵太郎酒井高太郎ト会見シシルカ
勞働者側ハ

不都合ノ所為アリタル船着升内濧藏ノ解雇ハ主張セ

ナルヲ以テ仕込金五十五円支給シ極力主張シ馬場ハ
再考シ約シテ辞去セリ

右及申(通)状候也

回 答 書

第一案 増山回漕床対船夫ノ爭議ニ付第二次第係合ニ於テ賣組合ノ金五十
五円仕込ニ対スル回答左ノ如シ

- 一 仕込金八金五十円ナリ如何トモ致シテウナシト云ハテ一ツ次金見ノ時取(シルカ)ルシ
- 一 仕込金五十円ハ暫定酌ノモノナリ但シ運送多忙ノ場合ハ更ニ協定金ニ防テナレヌ依然下
リトナルカハ場合ニテニ協定スルコト
- 一 船頭ノ管大ナル迄失出昇ノ逸作ハ一ツル則トシテ船頭負担ノ減少又金ノ一ツル理損及後
荷ノ損害ニ寄スル弁償方法)